

クーリング・オフのお知らせ

1. お客様が、訪問販売でご契約された場合、本書面を受領された日から8日を経過するまでは、書面又は電磁的記録にて無条件で契約の解除を行うこと(以下「クーリング・オフ」といいます。)ができ、その効力は書面又は電磁的記録を発信したとき(郵便消印日付・送信日など)から発生します。ただし現金取引(契約したその場で商品の引渡しを受け、あるいは役務の提供を受け、かつ代金の全部を支払うこと)で、その金額が3千円未満のときはクーリング・オフはできません。
2. この場合①お客様は、損害賠償及び違約金の支払いを請求されることはありません。②すでに引き渡された商品の引き取りに要する費用は事業者が負担します。③お客様はすでに代金又は対価の一部又は全部を支払っている場合は、速やかにその金額の返還を受けることができます。④お客様は商品を使用し得られた利益に相当する金銭を請求されることはありません。又、役務の提供を受けた場合でも当該契約に基づく対価を請求されることはありません。⑤お客様は、役務の提供に伴い工作物の現状が変更された場合には無料で元の状態に戻すよう請求することができます。
3. なお化粧品、ジュエリークリーナーについては使用又は消費した場合(ただし事業者がお客様に当該商品を使用又は消費させた場合を除きます。)はクーリング・オフできなくなりますのでご注意ください。
4. 上記クーリング・オフの行使を妨げるために事業者が不実のことを告げたことによりお客様が誤認し、又は威迫したことにより困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、事業者からクーリング・オフ妨害の解消のための書面が公布された日から8日経過するまでは書面によりクーリング・オフすることができます。

展示販売会(訪問販売)で購入された方へお客様へ 《勧誘方法等確認のお願い》

ご購入にあたって、お客様が不利益を被らないために、売買契約等にかかる以下の内容についてお客様自らご確認をお願いします。販売店による以下の行為は、法律で禁止されておりますのでご確認をお願いします。

- (1) 勧誘時に嘘をつくこと(不実告知)。
- (2) 消費者にとって不利な事実があっても、わざと言わないこと(事実不告知)。
- (3) 脅迫まがいに契約を迫ること(威迫・困惑)。
- (4) 契約するまで長時間居座ること、または「帰る」との意思表示をしたにもかかわらず契約するまで帰さないこと(不退去・退去妨害)。
- (5) 「クーリング・オフはできない」と嘘を言うこと、威迫して困惑させることなどによりクーリング・オフを妨害すること。
- (6) 虚偽・誇大説明をすること。

下記図のようにハガキもしくはQRコードより必要事項を記入の上、As-meエステール株式会社宛に郵送もしくは送信してください。
(郵送の場合は簡易書留扱いが確実です)
WEBお申し込みの場合は送信日をお申し出日とさせていただきます。

クーリング・オフの記入例

切手	105-0001	⑤ 金額	④ 商品名	③ 電話番号	② 販売店住所	① 販売店名	契約日
	As-me エステール株式会社	ヒューリック 神谷ビル 5階	東京都港区虎ノ門 4-3-13				○年○月○日
ご住所	ご契約者名	電話番号	右記日付の売買契約の申し込みは撤回し、または解除します。				

WEBお申し込み



<https://www.as-estelle.co.jp/cooling-off-contact/>